

市民生活

1.	戸籍及び住民基本台帳等	- 99-
2.	生 活 環 境	- 104-
3.	病 院 管 理	- 105-
4.	交 通 政 策	- 108-
5.	住 宅	- 110-
6.	出張所、行政センター	- 116-

1. 戸籍及び住民基本台帳等

(1) 戸籍届出件数

年 度 種 別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出生	4,086	4,018	3,986	3,895	3,911
死亡	3,694	3,907	3,931	4,241	3,975
婚姻	3,649	3,452	3,580	3,572	3,416
離婚	993	945	987	908	887
転籍	1,657	1,605	1,612	1,736	1,789
認知	65	56	78	61	75
養子縁組	302	286	360	312	319
養子離縁	89	86	72	91	87
入籍	816	741	889	744	689
分籍	75	79	45	79	70
その他	1,089	1,647	2,921	1,065	933
計	16,515	16,822	18,461	16,704	16,151

(2) 住民異動件数

年 度 種 別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
転入	8,745	8,175	8,396	8,828	9,022
転出	9,245	8,653	9,305	9,318	9,592
転居	6,762	6,597	6,662	6,987	6,927
その他	17,389	16,406	18,975	16,390	15,082
計	42,141	39,831	43,338	41,523	40,623

(3) 国籍別外国人登録人口

(平成27年4月1日現在)

国籍	登録人口(人)	国籍	登録人口(人)
朝鮮・韓国	1,014	ニュージーランド	13
中国	901	カナダ	22
米国	115	タイ	32
インド	25	マレーシア	12
オーストラリア	17	英國	38
ノルウェー	2	フィリピン	183
オランダ	1	無国籍	1
ドイツ	12	その他	442
ブラジル	50	総外国人登録人口	2,880

(4) 印鑑登録

印鑑や印鑑証明書の不正使用等による事故防止と事務の迅速化を図るため、「奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例」（昭和55年条例第2号）を制定、昭和57年6月からは、印鑑登録証明用紙に地紋入りの用紙を使用する等、偽造防止策を講じた。

また、平成元年2月1日から、印鑑登録事務の電算化により、印鑑証明の発行、登録事務のスピードアップを図った。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
印鑑登録者数	227,920	227,805	227,759	227,883	227,773

(5) 戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付

ア 戸籍謄抄本の交付に関する取り扱い

平成20年5月1日に戸籍法の一部改正があり、交付を受けることができる人が本人、配偶者、直系尊属・直系卑属に限られることになった。また、本人であっても身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。

イ 住民票の写しの交付

昭和62年1月5日から、住民基本台帳法改正の趣旨に基づき住民票の写しの交付については、特別な請求がない限り、世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示は省略するものとする。

昭和62年3月1日、住民基本台帳事務の電算化開始により、住民票の発行等住民基本台帳事務のスピードアップを図った。

平成20年5月1日に住民基本台帳法の一部改正があり、交付を受けることのできる人が、本人または同一の世帯に属するものに限られることになり、請求者の本人確認が義務付けられ身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。また、平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正により外国人住民の方にも住民票の交付ができるようになった。

平成27年10月5日からは、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入され、請求者の希望により個人番号の記載されたものが交付される予定である。

ウ 住民基本台帳等の閲覧等に関する取り扱い

平成18年11月1日に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧に関して少なくとも年1回は、閲覧者の氏名等を公表することになった。また、厳しい制限が設けられ、閲覧請求について、次の場合に限定された。

⑦国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。

①次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申し出があり、市町村がその申し出を認めた場合。

①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。

②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。

③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村が定めるもの。

エ 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年8月18日の住民基本台帳法の一部改正に基づき、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を稼働した。

○ 目的

全国の市区町村の住民基本台帳オンラインシステムを相互に結び、併せて全国共通のコード（住民票コード）により本人確定を容易にすることで、市区町村の区域を越えて住民サービスを行う。

○ 内容

従来から各市区町村が住民情報を記録し、管理していた住民基本台帳を結んだネットワークを住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と呼んでいる。住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別の4情報及び住民票コード（無作為の11桁の番号）と、これらの変更情報（変更年月日及び変更理由）だけである。

住基ネットの利用は行政機関に限られ、民間が利用することはできない。

平成14年8月5日から始まった第一次サービスにより、一部を除き、各種の行政手続きに必要な住民票の写しの添付が一部省略されるなど、住民サービスが順次図られている。

平成15年8月25日からは、第二次サービスにより、住民票の写しの広域交付、転入・転出の届出の特例やこれらのサービスが受けられる住民基本台帳カードの発行が始まった。希望する人に住民基本台帳カードを交付する。

住民基本台帳カードや運転免許証など官公署が発行した、写真付で有効期間内の証明書の提示により、本人の住所地以外の市区町村でも、本人か同一世帯員に限り、広域交付住民票の写しを請求することができる。

転入届出の特例として、住民基本台帳カードの交付を受けた人（住民基本台帳カードの交付を受けた人と共に転出する世帯員）が市外へ転出するとき、転出地の市区町村へカード継続転出すると、転出証明書を持たずに転入地の市区町村の窓口で住民基本台帳カードを添えて転入届ができる。また、継続利用の手続きを行えば、転入地でも引き続き住民基本台帳カードの使用が可能である。
(外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。)

オ 通知カード・個人番号（マイナンバー）カードの交付

平成27年10月5日の番号法の施行に伴い、社会保障・税業務の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入される。奈良市に住民登録をしている全ての方にマイナンバー（1人1つの番号・12桁）が付番され、平成27年10月に通知カードによりマイナンバーが通知される。個人番号カードの交付を希望される方は、申請により平成28年1月以降に交付を受けることができる予定である。

カ 住民基本台帳カードの交付

平成15年8月25日から住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービスが始まり、希望者に住民基本台帳カードを発行している。奈良市に住民登録している人で、住民基本台帳カードの交付を希望する場合は、原則として本人が市民課、各出張所または各行政センターで手続きする。

申請手続きには、住民基本台帳カード交付申請書、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要で、手数料は1枚500円である。カードには、写真なし（氏名のみ記載）のものと写真付（住所・氏名・生年月日・性別を記載）のものがあり、希望でいずれかを選択できる。写真付カード

は、本人確認のための証明書として利用することもできる。写真付カードを希望する場合は、申請前6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景の縦45mm、横35mm程度の本人の顔写真1枚が必要である。即日交付はできない。後日、カード交付通知書を送付する。カード交付（受け取り）時には、カード交付通知書、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要である。その際、暗証番号（数字4桁）の設定が必要である。

住民基本台帳カードの有効期間は、発行の日から10年である。また、外国人住民については、平成25年7月8日から適用されおり特別永住者・永住者は発行の日から10年有効だが、それ以外は在留期限満了の日まで有効である。（社会保障・税番号制度の開始に伴い、平成27年12月で住民基本台帳カードの交付が終了し、新たに個人番号（マイナンバー）カードの交付が開始される予定である。）

キ 公的個人認証サービス（電子証明書交付）

平成16年1月29日から公的個人認証サービスが始まり、希望者に電子証明書を発行している。自宅のパソコンからインターネットを通じて行政機関へさまざまな申請手続きなどができるようになるためには、他人による「なりすまし申請」や、送信データの途中改ざんを防ぐ必要がある。そこで、電子証明書を利用して送信データを暗号化して送信することで、全国どこからでも利用者が安心して手続きを行えるようにしたのが公的個人認証サービスである。

このサービスを利用するためには、あらかじめ住民基本台帳カードの中に電子証明書の格納が必要である。奈良市に住民登録している満15歳以上の人で、住民基本台帳カードを所有している人が申請者となる。電子証明書の新規発行を希望する場合は、原則として本人が市民課で手続きする。

申請手続きには、電子証明書新規発行／更新申請書、申請者名義の住民基本台帳カード、官公庁発行の有効期限内で顔写真付本人確認書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証など）が必要で、手数料は1件500円である。

電子証明書発行の際、暗証番号の設定が必要。電子証明書の有効期間は、発行の日から3年である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

なお、市民課及び各行政センター、西部出張所で発行を行い、北部・東部出張所では電子証明書の発行ができない。

（社会保障・税番号制度の開始に伴い、平成28年1月からは個人番号（マイナンバー）カードの中に電子証明書（有効期間5年）が格納される予定であり、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納は平成27年12月22日で終了される。）

ク 「臨時開庁・休日開庁」

平成19年度から、毎年3月下旬から4月初めにかけて転入・転出等住所異動の多い時期に、「臨時開庁」として住民異動、国保年金、福祉関係、税務関係、就学・転入学事務等の窓口業務を取り扱う各課で、期間中の日曜日の窓口開庁及び平日の窓口受付時間の延長を実施している。

また、平成24年10月からは、平日に仕事等で窓口にお越しいただけない方に御利用いただけるよう、毎月第1・第3日曜日の午前9時から午後1時まで、市民課及び西部出張所住民課において「休日開庁」を実施し、転入・転出等に伴う住民異動届・印鑑登録・住民票の写し等各種証明書の発行などの業務を行っている。（休日受付のため、一部取り扱えない業務がある。）

ケ 市民課窓口業務等の民間委託について

平成25年3月から市民課及び奈良市民サービスセンターの窓口業務について、市民サービスの向上

と業務の効率化を目的として定型・反復的な業務である住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本等各種証明書の受付・作成・交付について民間事業者に業務委託している。

交付書類の検認および戸籍の各種届出・住民異動届出などの受付業務については従来通り市職員が行っている。

また、平成24年11月の戸籍電算システムの稼働を受けて平成24年12月から、戸籍記載等のデータ入力業務についても民間委託を実施している。

(6) 奈良市民サービスセンター

市民生活に直結する窓口サービスの向上を図ることを目的に平成4年11月14日、奈良ファミリー内に月曜日から土曜日まで利用可能な「市民サービスコーナー」を開設した。

平成20年4月1日から「奈良市民サービスセンター」と名称変更し、年末、年始を除く日曜・祝日も利用可能とした。

所在地 西大寺東町二丁目4番1号 奈良ファミリー5階

業務時間 年末、年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時～午後5時

取扱事務 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況証明書、戸籍除籍謄抄本及び戸籍の附票の写し等の交付。

納付書による市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納。

2. 生活環境

(1) 墓地

ア 奈良市寺山靈苑

所 在 地 白毫寺町984番地の3
敷 地 面 積 22,133m²
墓 地 数 939区画 1区画4m² (2m×2m)
納 骨 堂 鉄筋コンクリート造平屋建 54m²
納骨可能数 8,000体
管理事務所 1棟 (木造平屋建)

イ 奈良市七条町南山墓地

所 在 地 七条西町一丁目1164番地
敷 地 面 積 2,393m²
墓 地 数 120区画 1区画4m² (2m×2m)

(2) 火葬場

○奈良市東山靈苑火葬場

所 在 地 白毫寺町973番地
延 床 面 積 668m²
構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
設 備 等 葬祭場 (20~30人用) 53m²
炉体室 298m²
炉 体 8基
炉前室、遺体安置室、待合室、事務室等
付 属 施 設 供養塔 (焼骨納藏祭祀用) 1基
構 造 鉄筋コンクリート造 行基葺塔
面 積 83m²
高 さ 11.8m
収蔵量 176m³

使 用 状 況

(平成26年度)

市 内			市 外			行旅死亡人	計
大 人	小 人	死 胎	大 人	小 人	死 胎		
2,477体	6体	36体	119体	1体	6体	6体	2,651体

3. 病院管理

(1) 市立奈良病院

平成 16 年 12 月 1 日、独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院の移譲を受け、医療機能を引き継ぎ、市立奈良病院として開設した。市立奈良病院は、奈良市における中核的医療機関として、国立病院機構奈良病院の担っていた医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上に努めている。

しかしながら、病棟は昭和 42 年、外来診療棟は昭和 43 年に建築されたもので、両棟とも老朽化・狭隘化し、医療法基準及び耐震基準への適応、また療養環境への配慮等から建替えが急務となった。そのため、新病院建設事業を計画、平成 23 年 2 月から工事に着手し、平成 24 年 11 月に第 1 期工事部分が完成。平成 25 年 1 月から新病院本館で診療を開始した。平成 26 年 1 月には第 2 期工事・別館部分が完成。同年 2 月から別館の供用を開始。平成 26 年 6 月には、引き続き行われた外構・駐車場整備工事が完了し、同年 7 月にはグランドオープンとなった。

これに伴い、さらなる病院機能の維持と向上を図り、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりを目指す。

なお、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、病院の管理を指定管理者に行わせている。

病院名：市立奈良病院

所在地：東紀寺町一丁目50番1号

敷地面積：22,556.78 m²

構 造：本館（外来診療・病棟）	RC 造 免震構造 地上 5 階
別館（リハビリ・その他）	RC 造 耐震構造 地上 2 階

延床面積：29,050.04 m²

高さ：22.4m

1床当たり病院部門面積：82.4 m²

1床当たり病室面積：8.0 m²

病床数：350 床

患者用駐車場：231 台

総事業費：6,653,301 千円

診療科目：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、心療内科、血液内科、糖尿病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科
計26科

指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会

○市立看護専門学校について

市内において看護師を継続的・安定的に確保するため、平成 25 年 4 月に看護専門学校を開校した。学校は、市立奈良病院近傍の紀寺町に所在し、修業年限 3 年の医療専門課程看護学科で、学生定員は 1 学年 40 名、合計 120 名である。

平成 27 年 4 月現在、第 1 学年 42 名、第 2 学年 42 名、第 3 学年 42 名、計 126 名が在籍している。

(2) 診療所

ア 設置状況

診療所名	診療科目	所在地
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	邑地町2786番地
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科・歯科	横田町336番地の1
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科	月ヶ瀬尾山2790番地
都祁診療所	内科・整形外科	都祁白石町1084番地

イ 診療所利用状況

(平成26年度)

診療所名	診療科目	利用者数(人)
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	1,764
田原診療所	歯科	146
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	5,203
都祁診療所	内科・整形外科	11,481
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科	7,036
計		25,630

(3) 休日・夜間応急診療

昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、建物の老朽化等により、奈良市総合医療検査センター南側に移転・新築し、平成26年度に開所した。一次救急医療体制の一層の充実を図り、北和地域の拠点となる休日夜間応急診療所を目指す。

ア 休日夜間応急診療所

所在地	柏木町519番地の28
竣工日	平成26年1月24日
敷地面積	1,926.54m ²
延床面積	525.37m ² (1階 367.87m ² 2階 157.50m ²)
構造	鉄筋コンクリート2階建
施設費	176,035千円 建設費 164,661千円 備品購入費等 11,374千円

診療科目 内科・小児科

診療時間 休日 10時～19時 (ただし、12時～13時は休憩時間)

夜間 22時～翌朝6時

土曜日 15時～19時

利用状況 (平成26年度)

休日 (内科・小児科) 6,536人

夜間 () 6,143人

土曜日 () 1,168人

二次受け病院

休日 市立奈良病院、奈良県総合医療センター、済生会奈良病院の3病院の輪番で1日1

	病院当番（1病院当たり1病床）
夜 間	奈良西部病院、吉田病院、おかたに病院、沢井病院、 高の原中央病院、奈良春日病院、西奈良中央病院、石洲会病院、 奈良東九条病院、西の京病院、大倭病院の11病院の輪番で1日 2病院当番（1病院当たり1病床）
土 曜	市立奈良病院、おかたに病院、沢井病院、高の原中央病院、西奈良中央病院、 石州会病院、奈良東九条病院、西の京病院の8病院の輪番で1日1病院当番（1病 院当たり1病床）

イ 休日歯科応急診療所

上記休日夜間応急診療所と同様、昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、建物の老朽化等により、奈良市総合福祉センター内に移転し、平成26年12月7日から診療を行っている。

所在 地	左京五丁目3番地の1 総合福祉センター2階
診療時間	休日 10時～16時
利用状況	(平成26年度) 431人

4. 交 通 政 策

(1) パーク & ライド

春・秋の観光シーズンには、奈良公園周辺の道路では交通渋滞が発生している。交通渋滞緩和を図る対策の一つとして、土・日・祝日に市役所駐車場を無料開放して、パーク & ライドを実施している。

駐 車 場 名	奈良市役所駐車場
駐車可能台数	150台

(2) 放置自動車対策

「奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定（平成8年7月1日施行）し、公共の場所等における放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、国際文化観光都市としての美観の維持増進を図っている。

(3) 交通安全

① 市内で発生した交通事故（人身）の年別推移

年 区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人身事故（件）	1,607	1,493	1,376	1,194	1,500
死 者（人）	9	18	11	3	6
傷 者（人）	2,040	1,855	1,756	1,482	1,850

② 交通信号機

設置数（平成27年4月1日現在）428カ所（一灯式含む）

③ 奈良市交通安全指導員制度

昭和47年6月から奈良市交通安全指導員制度により、交通安全運動を市民ぐるみ、地域ぐるみの実践活動とし、組織的かつ継続して積極的に推進するため、市民に対する交通安全思想の啓発と正しい交通道徳の確立を図り、交通事故防止に努めている。（委嘱指導員 145名）

指導員は市が実施する交通安全運動の事業に協力するとともに交通安全推進機関、団体等と常に緊密な連絡を図り、地域社会における交通安全についての活動及び指導等を行う。

④ 違法駐車等防止対策

今日の車社会において交通事故は年々増加の一途をたどり、大きな社会問題となっている。特に違法駐車等は交通事故の誘因となるばかりか救急業務への大きな障害となっている。このような違法駐車等を防止して生活環境を確保することを目的とした「奈良市違法駐車等の防止に関する条例」を平成6年3月25日に制定し、同年4月1日から施行して、啓発活動等による運動の推進を図っている。

⑤ 放置自転車等対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」を制定（昭和59年7月1日施行）し、歩行者等に対する迷惑防止と景観保全を図り、国際文化観光都市としての環境整備に努めている。そして平成2年3月に同

条例及び同条例施行規則を一部改正、同年10月1日より施行し、即時移動・保管を可能とした。駅前周辺の放置自転車は減少方向にあるものの、まだかなりの自転車等が放置されている状況にあり、引き続き継続的に移動・保管作業を実施するとともに、警察及び関係機関等の協力を得て、街頭指導・市民啓発活動を行っている。

⑥ 駅前の主要な自転車駐車場

(平成27年4月1日現在)

駅名	駐車可能台数 (台)	設置主体
近鉄奈良駅	2,683	奈良市、奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃新大宮駅	1,403	奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃大和西大寺駅	1,699	奈良交通
〃菖蒲池駅	400	奈良交通
〃学園前駅	2,100	奈良交通
〃富雄駅	803	奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃平城駅	266	奈良交通
〃高の原駅	2,760	奈良市
〃西ノ京駅	280	奈良交通
JR奈良駅	1,594	自転車駐車場整備センター
計	13,988	

5. 住 宅

(1) 市営住宅一覧表

(平成27年4月1日現在)

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
第2号市営住宅	川上町	平成 5年	52	耐 火	5	3LDK	
		〃 8年	21	耐 火	3	3LDK	
		〃 8年	48	耐 火	4	3LDK	
		〃 12年	41	耐 火	4	3LDK	
		〃 12年	4	耐 火	4	1LDK	
第3号市営住宅	法蓮町	昭和25年	18	木 造	1	2K	
		平成12年	32	耐 火	3	3LDK	
第4号市営住宅	般若寺町	〃 5年	38	耐 火	4	3LDK	
		〃 5年	20	耐 火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐 火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐 火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐 火	4	2LDK	
		〃 8年	2	耐 火	3	3LDK	
		〃 8年	16	耐 火	3	2LDK	
		〃 8年	4	耐 火	3	2LDK	
		〃 8年	4	耐 火	3	2LDK	
		〃 8年	6	耐 火	3	2LDK	
第5号市営住宅	大安寺一丁目	〃 元年	46	耐 火	6	3LDK	
		〃 元年	10	耐 火	6	2LDK	
		〃 元年	2	耐 火	6	2LDK	
		〃 元年	2	耐 火	6	2LDK	
第6号市営住宅	法華寺町	昭和28年	14	木 造	1	2K	
第7号市営住宅	富雄元町四丁目	〃 28年	8	木 造	1	2K	
		〃 29年	5	木 造	1	2UK	
		〃 29年	4	木 造	1	2K	
第9号市営住宅	東紀寺町三丁目	平成13年	18	耐 火	5	3LDK	
		〃 13年	13	耐 火	5	2LDK	
		〃 13年	14	耐 火	5	2DKSH	
		〃 15年	19	耐 火	5	3LDK	
		〃 15年	13	耐 火	5	2LDK	
		〃 15年	2	耐 火	5	2LDK	
		〃 15年	13	耐 火	5	2DKSH	
		〃 15年	2	耐 火	5	2LDK	
		〃 15年	2	耐 火	5	1LDK	
第10号市営住宅	古市町	昭和44年	12	準耐火	1	2UK	
		〃 48年	15	準耐火	2	3K	
		〃 50年	15	準耐火	2	3DK	
		〃 51年	7	準耐火	2	3DK	
		〃 52年	24	準耐火	2	3DK	
		平成 4年	23	耐 火	2	3LDK	
		〃 6年	12	耐 火	2	3LDK	
		〃 7年	26	耐 火	2	3LDK	
		〃 8年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 9年	36	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 15年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 16年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 17年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 18年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 20年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 22年	14	耐 火	2	3LDK	

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
第11号市営住宅	杏町・西九条町	〃 51年	10	準耐火	2	3DK	
		〃 55年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 3年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 6年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 7年	14	耐 火	2	3LDK	
		〃 8年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 9年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 10年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 15年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 16年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 18年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 20年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 23年	14	耐 火	2	3LDK	
第12号市営住宅	横井一丁目	〃 4年	28	耐 火	2	3LDK	
		〃 6年	14	耐 火	2	3LDK	
		〃 7年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 13年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 17年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 22年	2	耐 火	2	3LDK	
	横井二丁目	〃 7年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 8年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	4	耐 火	2	3LDK	
	横井五丁目	昭和49年	30	準耐火	2	3DK	
		平成 9年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	4	耐 火	2	3LDK	
第13号市営住宅	八条一丁目	昭和52年	6	準耐火	2	3DK	
		〃 55年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 9年	8	耐 火	2	3LDK	
		〃 10年	6	耐 火	2	3LDK	
第14号市営住宅	南紀寺町三丁目	〃 5年	35	耐 火	3	3LDK	
第18号市営住宅	六条西一丁目	〃 46年	60	耐 火	5	2UK	
		〃 47年	60	耐 火	5	2UK	
		〃 48年	46	耐 火	5	2UK	
第19号市営住宅	紀寺町	〃 52年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 9年	16	耐 火	4	3LDK	
第20号市営住宅	松陽台一丁目	昭和53年	120	耐 火	5	3DK	
		〃 62年	6	耐 火	5	2DK	
		〃 62年	36	耐 火	5	3DK	
		〃 62年	8	耐 火	5	2DK	
第21号市営住宅	油阪町	〃 60年	60	耐 火	6	3DK	
第22号市営住宅	蘭生町	〃 41年	20	準耐火	1	2UK	
		〃 42年	16	準耐火	1	2UK	
第23号市営住宅	針町	〃 43年	20	準耐火	1	2UK	
		〃 44年	20	準耐火	1	2UK	
公 営 住 宅 合 計			1,494				

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
西之阪地区改良住宅	油阪町	昭和46年	84	耐 火	7	3DK	
	西之阪町	〃 46年	80	耐 火	9	3DK	
		〃 50年	18	耐 火	3	3DK	
		〃 51年	18	耐 火	3	3DK	
西之阪地区改良住宅 店 舗 作 業 場	西之阪町	〃 47年	12	耐 火	9	店舗・ 作業所	
		〃 53年	5	準耐火	1	店舗・ 作業所	
		平成元年	1	準耐火	1	店舗・ 作業所	
		〃 13年	2	準耐火	1	店舗・ 作業所	
西之阪地区改良住宅 店 舗	西之阪町	昭和62年	1	準耐火	1	店舗	
		平成元年	1	準耐火	1	店舗	
		〃 3年	1	準耐火	1	店舗	
横井地区改良住宅	横井一丁目	昭和52年	32	準耐火	2	4DK	
		〃 53年	34	準耐火	2	4DK	
	横井二丁目	〃 50年	22	準耐火	2	4DK	
		〃 51年	10	準耐火	2	4DK	
		〃 57年	16	準耐火	2	4DK	
		平成元年	17	準耐火	2	4DK	
		〃 2年	4	準耐火	2	4DK	
		〃 3年	2	準耐火	2	4DK	
	横井五丁目	〃 2年	4	準耐火	2	4DK	
横井地区店舗付 改 良 住 宅	横井一丁目	昭和56年	4	準耐火	2	4DK +店舗	
	横井二丁目	〃 61年	2	準耐火	2	4DK +店舗	
		〃 62年	3	準耐火	2	4DK +店舗	
		平成 2年	1	準耐火	2	4DK +店舗	
横井地区改良住宅 店 舗 作 業 所	横井二丁目	昭和62年	1	準耐火	1	店舗	
地区改良住宅合計			375				

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
横井地区小集落 改 良 住 宅	横井一丁目	昭和57年	20	準耐火	2	4DK	
		〃 58年	6	準耐火	2	4DK	
		〃 61年	8	準耐火	2	4DK	
		平成 2年	4	準耐火	2	4DK	
	横井二丁目	昭和59年	12	準耐火	2	4DK	
		〃 62年	4	準耐火	2	4DK	
		〃 63年	8	準耐火	2	4DK	
		平成 2年	6	準耐火	2	4DK	
	横井五丁目	昭和62年	12	準耐火	2	4DK	
古市地区小集落 改 良 住 宅	古市町	〃 62年	6	準耐火	2	4DK	
		〃 63年	14	準耐火	2	4DK	
		平成元年	10	準耐火	2	4DK	
		〃 2年	4	準耐火	2	4DK	
		〃 3年	2	準耐火	2	4DK	
		〃 4年	8	準耐火	2	4DK	
		〃 5年	28	準耐火	2	4DK	
		〃 6年	28	準耐火	2	4DK	
		〃 7年	14	準耐火	2	4DK	
		〃 8年	11	準耐火	2	4DK	
		〃 9年	4	準耐火	2	4DK	
		〃 11年	9	準耐火	2	4DK	
		〃 12年	2	準耐火	2	4DK	
		〃 13年	4	準耐火	2	4DK	
小集落改良住宅合計			224				
畠中地区小規模改良住宅	船橋町	平成12年	30	耐 火	4	3LDK	
小規模改良住宅合計			30				
第1号 コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅	三条本町	平成元年	40	耐 火	14	2DK	
		〃 元年	64	耐 火	14	3DK	
		〃 元年	76	耐 火	14	3DK メゾネット	
第2号 コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅	紀寺町	〃 3年	6	耐 火	4	3LDK	
		〃 3年	4	耐 火	4	3DK	
		〃 3年	4	耐 火	4	2K	
		〃 5年	6	耐 火	4	3LDK	
		〃 5年	4	耐 火	4	3DK	
		〃 5年	4	耐 火	4	2K	
		〃 7年	8	耐 火	4	3LDK	
		〃 7年	4	耐 火	4	3DK	
コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅 合 計			220				
総 計			2,343				

(2) 共同施設一覧表

(平成27年4月1日現在)

名 称	位 置
第2号市営住宅集会所	
第2号市営住宅（第2～第9）児童遊園	川上町
第3号市営住宅集会所	
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園	法蓮町
第4号市営住宅集会所	
第4号市営住宅児童遊園	般若寺町
第5号市営住宅集会所	
第5号市営住宅児童遊園	大安寺一丁目
第7号市営住宅集会所	
第7号市営住宅児童遊園	富雄元町四丁目
第9号市営住宅集会所	
第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	東紀寺町三丁目
第10号市営住宅（第1～第11）児童遊園	古市町
第11号市営住宅（第1・第2）児童遊園	杏町・西九条町
第12号市営住宅集会所	
第12号市営住宅（第1～第4）児童遊園	横井一丁目・二丁目及び五丁目
第13号市営住宅児童遊園	八条一丁目
第14号市営住宅集会所	
第14号市営住宅集会所	南紀寺町三丁目
第18号市営住宅集会所	
第18号市営住宅（第1・第2）児童遊園	六条西一丁目
第19号市営住宅児童遊園	紀寺町
第20号市営住宅集会所	
第20号市営住宅（第1～第4）児童遊園	松陽台一丁目
第21号市営住宅児童遊園	油阪町
西之阪地区改良住宅集会所	西之阪町
横井地区改良住宅第1集会所	横井二丁目
古市地区改良住宅集会所	古市町
畠中地区小規模改良住宅集会所	船橋町
第1号コミュニティ住宅子供の遊び場	
第1号コミュニティ住宅集会所	三条本町
第1号コミュニティ住宅管理事務所	
第2号コミュニティ住宅集会所	紀寺町

(3) 駐車場一覧表

(平成27年4月1日現在)

名 称	位 置
第4号市営住宅駐車場	般若寺町
第5号市営住宅駐車場	大安寺一丁目
第9号市営住宅駐車場	東紀寺町三丁目
第18号市営住宅駐車場	六条西一丁目
第20号市営住宅駐車場	松陽台一丁目
第1号コミュニティ住宅附設駐車場	三条本町

(4) 種別、構造別建設管理戸数

(平成27年4月1日現在)

種 別	木造	簡 易 耐 火		鉄筋コンクリート	計
		平 屋	二 階		
公 営 住 宅	49	88	137	1,220	1,494
改 良 住 宅		12	151	212	375
小集落改良住宅			224		224
小規模改良住宅				30	30
コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅				220	220
計	49	100	512	1,682	2,343

(5) 各種住宅の根拠法令

種 別	根 拠 法 令	入 居 対 象 者
公 営 住 宅	公 営 住 宅 法	政令で定める基準月収が158,000円以下(高齢者、障がい者等は214,000円以下)で住宅に困窮している者
改 良 住 宅	住 宅 地 区 改 良 法	住宅地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
小集落改良住宅	小集落地区改良事業制度要綱	小集落地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
小規模改良住宅	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	小規模地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅	密 集 市 街 地 整 備 促 進 事 業 制 度 要 綱	密集市街地整備促進事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者

(6) 市内県営・UR住宅

(平成27年4月1日現在)

区 分	管 理 戸 数	名 称 及 び 戸 数
県 営	2,582	紀寺 139 法華寺 7 六条 120 西大寺 16 佐紀 80 西ノ京 110 高円 230 壱間 648 北和 452 姫寺 250 平城 350 六条山 180
U R	9,359	奈良・紀寺 252 桂木 570 奈良・学園前 226 中登美第3 2,502 富雄 1,664 奈良青山 300 奈良青山一丁目 206 平城第1 500 平城第2 1,513 平城右京 366 平城左京 490 高の原駅前 338 奈良学園前・鶴舞 432

(7) 奈良市住生活基本計画策定

今後の新たな住まい・まちづくり政策の展開に向け、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、奈良らしい住みよいまちづくりを推進していくことを目的に、平成26年3月に策定した。計画の推進にあたっては、市民や地域団体、民間事業者及び行政が各自の役割をもちながら協働して住まい・まちづくりに関する取り組みを実施していく。

(8) 奈良市営住宅ストック総合活用計画策定

市営住宅の有効活用という視点から、奈良市営住宅のストックについて、建替え、改善、維持管理及び用途廃止を図るものなど、住棟毎に活用手法を判別し、効率的、効果的な活用を図るため平成26年3月に策定した。本計画では、本市の財政事情を踏まえて市営住宅の担うべき役割を再整理し、今後10年間で取り組むべき事項を示している。

(9) 奈良市空家等対策計画策定（予定）

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、こうした事態に対応するための「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に完全施行された。

この法律に基づき、平成27年度末を目指して奈良市空家等対策計画を策定し、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施していく。

6. 出張所、行政センター

(1) 出張所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西部出張所	学園南三丁目1番5号	44-1001
東部〃	大柳生町4254番地	93-0001
北部〃	右京一丁目1番地の4	71-1017

○東部出張所庁舎改修事業

廃校となった旧興東中学校跡地の有効利用により東部振興事業の強化を図るため、既存施設へ東部出張所を移転する。

(2) 行政センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
月ヶ瀬行政センター	月ヶ瀬尾山2845番地	0743-92-0131
都 郡 〃	都郡白石町1026番地の1	0743-82-0201

○都郡地域地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業を昭和55年度から実施し、平成35年度調査完了予定である。

都郡地域調査対象面積 43.89km²

都郡地域実施面積（平成26年度末現在） 25.83km²